

【資料 1 - 9】

新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス等事業所の対応について

在宅でのサービス利用の要件の見直し

在宅でのサービス利用については、今後の新しい生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、就労系サービスの在宅でのサービス利用の要件は下記のとおりです。

〔在宅でのサービス利用要件〕

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

(事業所要件)

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

各事業所において、在宅利用を行う際には、和歌山市がこれまで発出した事務連絡通知をしっかりと参照のうえ、内容に沿った適切な支援を実施してください。

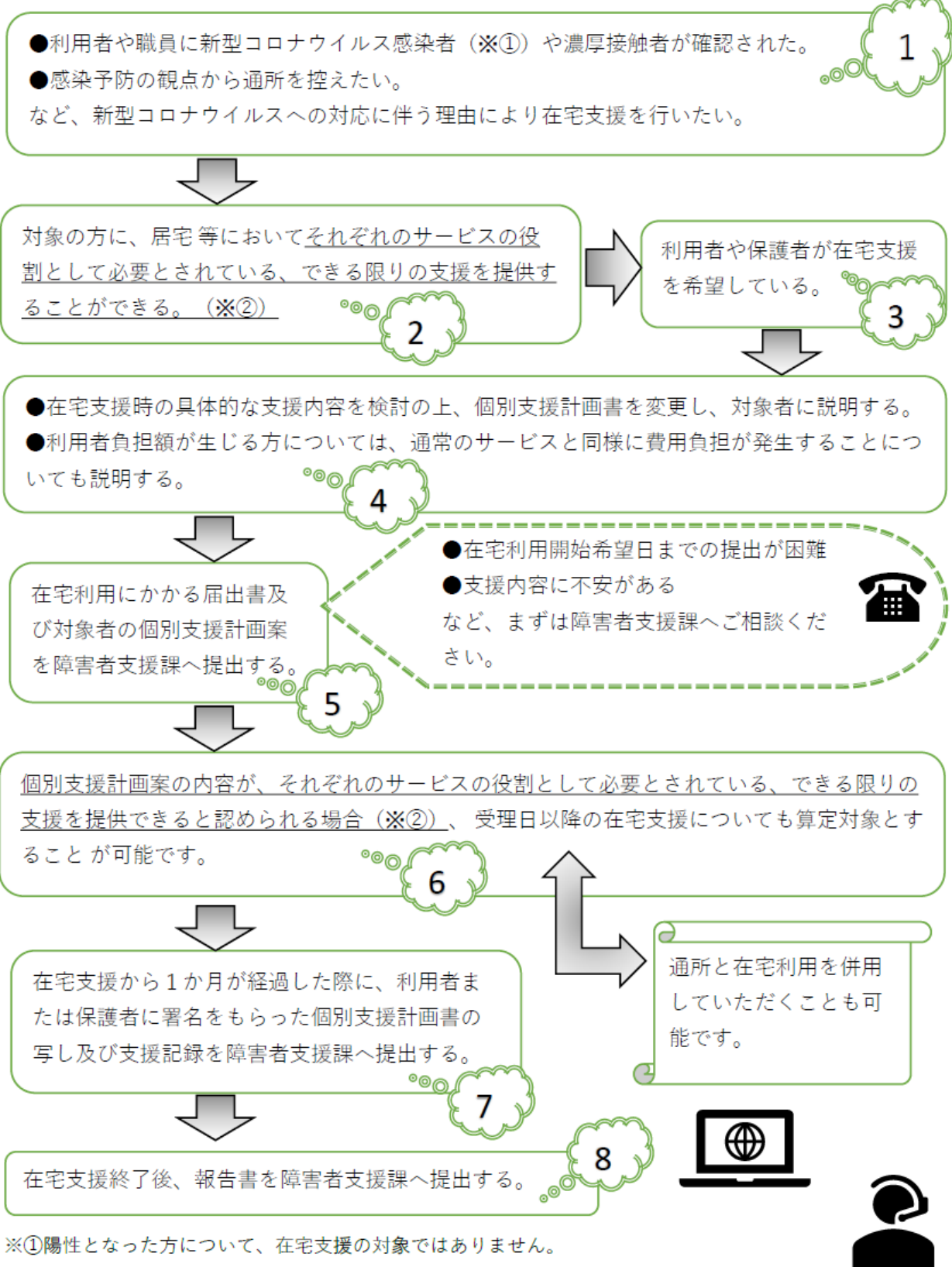
◎在宅利用を開始する際には、和歌山市に届出書の提出が必要です。

在宅利用終了する際には、和歌山市に報告書の提出が必要です（在宅利用継続中は、毎月の報告書の提出は不要です）

※ サービスごとの届出書、報告書の様式は和歌山市障害者支援課のホームページに掲載しています【ページ番号：1027720】

～新型コロナウイルスへの対応に伴う

在宅利用にかかる届出から報告書の提出までの流れ～



※①陽性となった方について、在宅支援の対象ではありません。

※②令和2年5月11日付和福障第545号新型コロナウイルス感染症に係る

障害福祉サービス等事業所における対応Q&A（和歌山市版）について参照（和歌山市HP番号：1027720）

在宅支援にかかる注意点①

- ・新型コロナウイルス陽性になっている利用者は在宅支援の対象外
- ・在宅支援を利用する利用者本人が体調不良の場合等、通常に通所サービス利用を中止する状況に該当する場合は、在宅支援の対象外（欠席時対応加算の対象）
- ・濃厚接触者となっている利用者で、体調が良好である場合は、在宅支援の対象になります。

在宅支援にかかる注意点②

- ・グループホームに入居している利用者に対して在宅支援を行う場合、当該利用者に対して同日に通所系事業所の基本報酬とグループホームの日中支援加算は算定できないため（厚労省通知に記載）、通所系事業所とグループホーム間による話し合いの上、報酬の請求を調整してください。



在宅支援にかかる注意点③

- 在宅支援から通所支援に切り替えるタイミングについては、利用者と話し合いの上で、決定してください。在宅支援と通所を組み合わせることも可能です。（例：在宅支援を週2日、通所を週3日等）

～通所による支援が前提です～

新しい生活様式の定着を見据え、在宅でのサービス利用については令和3年度以降も常時取り扱うこととなりますが、在宅での支援はあくまで選択肢のひとつであり、障害者通所事業所における在宅利用を『一般企業における在宅勤務やテレワーク』と同じように考えることはできません。

障害者通所事業所には、障害をもつ利用者が自宅以外の場所に決まった時間に通い、他者とのコミュニケーションを図りながら、人間関係の構築方法を身に付けていくための「通いの場」という役割も担っています。

「通所するよりも家にいるほうが楽」といった感覚から、現状維持にとどまってしまい、一般就労に向けた支援が困難になるだけでなく、利用者の生活リズムの乱れや家族の精神的負担の増大が生じることも考えられます。

また在宅で支援できる作業には限りがあり、生産活動の減少により工賃支払に悪影響を及ぼす可能性もあります。

そういった視点から、「国が在宅利用を認めているから」といった安易な考えに流されてしまわないように、利用者に対して本当に必要かつ効果的な支援についてしっかりと検討していただくようお願いいたします。

そのため、各事業所において十分な感染防止対策を前提として、「新しい生活様式」の実践を踏まえながら、従来通りの通所による支援を前提にサービス提供をしていただきたいと考えております。



※ なお、新型コロナウイルスに関わらない、個人の障害特性に基づいた在宅利用の適用については、和歌山市による支給決定が必要となります。

身体障害、知的障害の場合は障害者支援課、精神障害の場合は保健対策課がそれぞれ支給決定権者になります。

新型コロナウイルスに関連した在宅利用とは要件が異なる部分もありますので、利用希望する場合には、各支給決定権者に直接お問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に対応した就労系福祉サービスにおける支援事例

厚生労働省ホームページ上にて、通所を自粛している在宅利用者に対する支援や利用者の体調管理に関する支援など、新型コロナウイルス感染症に対応した支援事例を集約しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000638845.pdf>

人員基準等の臨時的な取り扱いについて

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡通知については、**第1報～第15報**まで発出されています。各事業所において、しっかりと内容確認した上で、適切に取り扱ってください。

なお、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類が2類から5類に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に伴う在宅利用をはじめとする臨時的な取扱いが見直される可能性があります。見直された場合、和歌山市から通知にてお知らせするほか、下記の厚生労働省ホームページに掲載される国通知を確認する等、今後の動向に注意してください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html